

要請書について（回答）

- 提出者：鳥取県社会保障推進協議会
- 受付日：令和3年11月5日
- 回答日：令和3年12月10日

1 医療について

(国民健康保険制度について)

①国民健康保険料（税）を引き下げてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、令和3年度に限り国民健康保険料の引き下げを行っています。被保険者の高齢化や医療の高度化等により一人あたりの医療費は年々増加しており、現時点で更なる国民健康保険料の引き下げは困難と考えています。

②18歳未満の均等割による保険料は免除し、財政負担を国がするよう求めてください。当面、県及び市町村の負担で18歳未満の均等割の免除を行ってください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

未就学児につきまして、令和4年度から均等割の軽減を行うよう、条例改正を予定しております。国の基準以上の軽減につきましては、現在の国保制度では困難です。一般会計からの繰入による減免を市単独で行うことは、難しいと考えます。

③保険料（税）滞納者への対応に関しては、生活実態の把握に努め、短期保険証や資格証明書の発行、差押えなどの制裁はしないでください。また、給付制限（国保ドック、限度額認定証、一部負担金減免制度など）を行っている場合は、とりやめてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

本市では、保険料滞納者への督促、催告、電話相談等、滞納者の実態を把握し、保険料の分割納付等の相談を行いながら、できる限り短期証や資格証明書の交付に至らないように努めています。

しかしながら、納付相談等にお越しいただけない等の場合には、保険料負担の公平性の観点から資格証明書を交付しています。

短期保険証につきましては、対象者全員に短期保険証（6か月）を継続的に交付します。

限度額認定証につきましては、滞納があっても、納付状況等により交付を行います。

国保ドックにつきましては、資格証対象世帯以外の方は受けていただくことができます。

一部負担金の減免は滞納の有無に関係なく行います。

④一部負担金の減免制度の年間実績を教えてください。利用者少数の場合、利用できる基準に見直してください。制度の周知についても、行政や医療機関にポスター、チラシを置くなどして、強化してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

令和2年度実績0件、令和3年度実績0件（11月25日現在）です。

国民健康保険法第44条第1項の規定に基づき、本市では倉吉市国民健康保険条例施行規則第6条において、一部負担金の減免を受けることができる被保険者を定めています。具体的な運用は、倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱に定めております。また、制度の周知方法については、倉吉市HPに掲載しております。

（添付資料）倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

⑤コロナの影響を受けている加入者に関して、保険料の減免制度や傷病手当での創設が実施されていますが、対象要件が実態にあわず、利用できない加入者が発生しています。国保料のコロナ特別減免は前年の収入（給付金をのぞく）を比較するため、圧倒的多数が減免の対象外です。一方、国保料の算定基礎にされる所得は給付金等を加えたもので、国保料はさほど低くなっていません。傷病手当については対象が被用者のみで、フリーランスや事業者などが除かれており、コロナの感染拡大を防ぐ観点からのぞましくない状態です。必要な住民が制度利用できるよう、運用を修正してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

国民健康保険料につきましては、国の示す基準による減免に加え、市単独での減免を行っております。市単独減免では、事業収入等の減少割合が2割以上であれば、所得がマイナスの場合でも減免対象になります。

傷病手当金につきましては、国の考え方に沿って制度化しております。市独自で対象者等を拡大することは今のところ考えておりません。

(無料低額診療事業・低所得者向け負担軽減の手立てについて)

①県中部地域では、無料低額診療事業を行っている医療機関がありません。まずは公立病院において、無料低額診療事業などの低所得者向けの負担低減制度を検討・実施するよう、県に働きかけてください。

②保険薬局では同事業が行えないため、病院・診療所で無低が適用されても薬代が低減できず、薬物療法が受けづらい実態があります。自治体独自で無料低額診療利用者の薬代助成制度を創設してください。あわせて国に対し、薬局でも無料低額診療が実施できる制度変更を働きかけてください。

③上の2点の検討の土台として、無料低額診療制度を利用している住民の数や、その薬代負担の額など調査をしてください。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

本市には、無料低額診療事業を実施する医療機関が無い場合、利用実態の把握ができません。

(地域医療について)

①厚生労働省が公的病院の統合・再編リストを発表しましたが、自治体からの反対を受けても、リストも方針も撤回していません。画一的な価値基準で、医療活動の縮小を求める姿勢は正すように求めてください。

②コロナの影響で経営が厳しくなっている医療機関への支援を国に求めるとともに、医療機関の減収の状況を把握し、独自の支援策もご検討ください。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

現時点では医療機関の経営が厳しい等の情報は入って来てはませんが、今後も医師会等と情報を共有し、状況を把握したうえで必要な場合には県とともに支援対策等を検討します。

③「誰でもどこでもPCR検査」の体制を構築してください。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

発熱等の症状がある場合や、感染者の濃厚接触者等、感染の疑いがある方に対する検査としてPCR検査を位置づけており、感染の不安による検査に対する支援や検査の体制づくりについては現時点で考えていません。

(国への意見)

①75歳以上の医療費窓口負担2割化を中止するよう、国に要請してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

少子高齢化が進み、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことはやむを得ないところもあると考えます。

2 介護保障・高齢者支援について

①高齢者の負担能力を超えている介護保険料を抑制してください。国に財政負担を求めつつ、介護保険料の引き下げを実現してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護保険料については、平成27年度から公費（国1/2、県1/4、市1/4負担）による低所得者の保険料軽減を行っています。令和元年10月の消費税10%への引き上げ時には、軽減率の引き上げとともに対象者を非課税世帯すべてに拡充しています。今後も、給付の適正化に取り組むとともに保険料負担の増加抑制に取り組んでまいります。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

低所得者への介護保険料の減免は、災害等特別事情による場合のほか、扶養親族がなく活用できる資産がない等一定の条件に該当する場合に、条例等に基づき行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業等収入の減少があった場合にも規則に基づき減免を行っています。適時適切な周知に取り組んでまいります。

③今年8月1日から補足給付が見直され、負担増の影響を受ける施設利用者が必要な介護サービスの利用を控えるといった事象が起きる可能性があります。貴自治体内で影響を受けた（負担増になった）住民の人数と負担増の総額を教えてください。それに基づき、必要な独自支援策を検討してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、補足給付における食費の負担額の見直しが行われました。預貯金要件の見直しでは31人、一月あたり総額768,087円増、食費の負担限度額の見直しでは128人、一日あたり総額78,700円増の影響がありました。低所得者の利用者負担軽減策としては、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業の適切な活用等を促進するとともに、見直しの趣旨や内容について、適宜丁寧に説明していきたいと考えています。

④新型コロナの影響を受けて、運営や経営に困難をきたしている介護事業所の状況をつかみ、必要な支援を行ってください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する介護事業所への支援については、国や県と連携しながら、必要な支援を適時行うよう取り組んでまいります。

⑤免許を返納する高齢者などの「足」を保障し、閉じこもりにならない手立てを打ってください。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

免許返納後における地域での生活が可能な「移動手段」の確保が必要と考えております。

公共交通に関しては、県と中部の1市4町及び交通事業者等で構成する「鳥取県中部地域公共交通協議会」において、平成30年3月27日に「地域公共交通網形成計画」を策定し、その中で、「運転免許証自主返納者等移動困難者への対応」や「タクシーの活用等による効率的な運行形態の導入」、「住民との協働による運行の仕組みづくり」などを掲載し、実施に向けた検討を行っているところです。

また、運転手不足等が顕在化している状況もあることから、昨年度から、地域主体で行なう共助交通の導入検討に関する支援制度を創設し、地域において互いに助け合いながら移動方法を確保する取組みを検討していただき、各地域で運行がスタートしております。

⑥中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器の購入に対する助成制度を**実施**してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

補聴器は、国が示している介護保険における福祉用具の範囲の考え方によって、介護保険の福祉用具として認められていない状況ですが、今後の国の動向を見守っていきたいと考えております。

3 税の徴収、滞納問題への対応等について

①税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談に乗るとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）1）徴収の猶予、2）換価の猶予、3）滞納処分の停止の適用を活用してください。

【回答：税務課 Tel 22-8113】

昨年からの新型コロナウイルス感染症による影響をはじめ、様々な事情によって納税が困難な方がおられる現状を踏まえつつ、納税者からは生活実態などの実情をしっかりと聞き取りし、状況に応じては、徴収の猶予、滞納処分の執行停止など、引き続き法に基づいた適切な対応を行っていきたいと思います。

②滞納整理機構は解散してください。

【回答：税務課 Tel 22-8113】

税務課債権回収室の体制では、徴収及び滞納処分の執行停止の適用判断に対応しきれない部分がありますので、今後も鳥取中部ふるさと広域連合税務課に委託をしていきたいと考えております。

なお、鳥取中部ふるさと広域連合税務課に対するご意見等については、鳥取中部ふるさと広域連合にお伝えします。

4 生活保護制度など低所得者施策について

①生活保護の相談・申請には、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づき、生活に困窮している人が気兼ねなく生活保護が受けられるように広報・周知し、適用してください。「申請書を渡さない」「就労支援を理由に生活保護の利用から論点をそらす」など、住人を追い返す、いわゆる「水際作戦」は行わないでください。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

生活保護制度については、市ホームページ上で「生活保護は国民の権利」である旨を明示してご案内しているほか、福祉事務所窓口に「生活保護のしおり」と保護申請書を配置し、どなたでも持ち帰り可能な状態としています。

保護の相談対応においては、相談者の状況をよく聴き取るとともに、保護のしおりを用いて保護の要件や受給中の権利義務等について説明をしますが、これらについても、わかりやすくお伝えするよう努めています。また、保護の要件を満たさないと考えられる方についても、申請意思を表示された場合は、申請書を交付することとしています。

②自動車保有や持ち家があるなどの相談者にも、状況をききとり、丁寧な説明と柔軟な対応をお願いします。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

自動車保有については、制度上特別の要件に該当する場合以外には保有は認められないものの、就労により保護からの脱却が見込まれる方については、処分指導を保留する取扱いとしています。

持家についても、現に被保護者の方の居住用に供されている家屋・宅地については、最低限度の生活維持に必要なものとして保有を容認しています。

保護の相談時においては、「処分してからでない」と申請ができない」といった誤解を招かないよう丁寧な説明を行うこととしています。

③コロナ禍において厚労省から求められている「弾力的な運用」の内容を周知し、実施してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

コロナ禍において一時的な収入の減により保護が必要となる者に対しては、保護の面接相談において通勤用自動車の取扱い等、現下の「弾力的な運用」について十分な説明を行っており、生活保護がセーフティネットとして機能するよう努めています。

④厚労省はこのたび「扶養照会」について、拒否する者の意向の尊重と、扶養照会を行うのは「扶養が期待できる場合」のみに限ることと、「問答集」で示しました。この内容の住民への周知と、窓口においてはこれに沿った運用をお願いします。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

扶養照会については、従来から要保護者から聴取りを行い、生活歴等から特別な事情があり、明らかに扶養が期待できないと判断された場合には、扶養照会を行わないものとしています。

一般の厚労省通知により、その判断基準が明確化されていますので、引続き、個々の要保護者に寄り添った適切な対応を行うよう努めます。

⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

本市においては、きめ細やかな対応のため、国の基準以上にケースワーカーを配置しています。

また、各種研修への参加等により、個々の職員の資質向上に努めています。

⑥冬季加算引き下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当などを新設してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

夏季においては、毎年8月に見舞金（法外扶助）を支給しています。

その他、独自制度の新設は考えていません。

⑦生活保護利用者のエアコン設置の現状把握と、エアコンのない低所得者への独自支援策を検討してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

生活保護世帯のエアコン設置状況については家庭訪問等により現状把握しており、新たに設置を希望される世帯についてはケースワーカーが費用捻出方法等についての助言・相談を行っています。

なお、低所得者全体への独自支援について、制度の新設は考えていません。

(国に対する意見、要望について)

①2018年6月に厚労省が通知した、エアコンの取り付けへの補助の対象者を拡大してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8199】

生活保護世帯のうち、エアコン設置費支給の対象外となる世帯については、生活福祉資金等の貸付制度活用の検討や家計のやりくり等に対する助言・相談を行いながら、最低限度の生活維持のための支援を行っています。

5 子育て・進学支援などについて

①学校給食の家庭負担への直接補助を拡充してください。コロナ禍のもと、ことしは特に必要になっています。

【回答：給食センター Tel 28-3343】

学校給食センターでは、就学援助認定者に対する減免と第3子減免を実施しています。

就学援助認定者に対する減免は学校給食費を3分の2減免するもので、第3子減免は同一世帯に学校給食を受ける児童又は生徒が3人以上いる場合に、3人目以後の児童及び生徒の学校給食費を3割減免するものであります。

特に、第3子減免については倉吉市の独自施策として実施しており、就学援助認定者に対する減免とともに学校給食の家庭負担を軽減するものとして今後も継続していきたいと考えています。

②子どもの医療費助成に関わって、通院・入院の窓口負担をなくし、完全無料化してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

特別医療費助成制度として、18歳に達した年度末までの人を対象に医療費の一部助成を、県との共同事業で実施していますので、現段階では完全無料化は考えていません。

③コロナ禍で、女性の貧困問題が深刻化しています。生理用品が買えない、或いは節約せざるを得ないという問題は、女性の健康にとって深刻な問題です。毎年、生理用品の予算措置をして、小中学校のトイレや公的施設のトイレに配備して下さい。

【回答：教育総務課 Tel 22-8165、福祉課 Tel 22-8199】

令和3年7月から市役所第2庁舎、市社会福祉協議会において、生理用品の無償配布を実施し、また、9月からは鳥取短期大学・鳥取看護大学においても、学生に対する無償配布の協力を依頼し、実施いただいています。

④質の高い保育を格差なく保障するために、保育士・学童指導員の配置基準と施設に関わる面積基準を抜本的に見直し改善してください。そして、処遇改善を行い、職員を増員してください。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8100】

国県市の基準を遵守して適切な施設運営、保育サービスの提供を行っており、また、特別な支援が必要な乳幼児、児童への対応として必要とされる人員の配置も行っております。

処遇、適正配置において、国県の制度を活用しながら現場の意見等を参考に引き続き対応して参ります。

⑤コロナ禍のなか、日々の保育で精神的に追い詰められている保育関係者・学童指導員に「慰労給付金」を支給してください。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8100】

医療、介護、高齢者施設等の従事者を対象とした国の制度における慰労金の支給の対象外となった児童福祉従事者への慰労金について、本市では、令和2年度地方単独事業により民間の従事者に対する慰労、奨励の意を込めて地域で使える飲食、観光クーポン券を支給しております。

また、児童福祉従事者のコロナ禍における日常のかかりまし経費の金銭的負担の軽減を図るため、国の補助制度を活用し、民間事業者を通じて支援を行っております。

⑥学費負担がネックで進学困難な若者が出ないように、独自の奨学金制度の充実をお願いします。

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

本市では2つの奨学金制度があり、昭和29年度より公益法人三松奨学育英会による三松奨学育英会奨学金（令和元年度以降、磯野長蔵記念三松奨学育英奨学金）、平成9年から市奨学金を、いずれも大学、短期大学又は修業年限が2年以上の専修学校を修学する者に対して、奨学金貸与を行っております。

奨学金には貸与金の返済義務がある貸与型と返済のない給付型とがあり、市負担の多い給付型とすると現在の対象者数を減らさざるを得ません。本市では2つの奨学金貸付制度のもと毎年度7名の奨学金貸付の募集をしており、複数の方に活用していただける現行制度の貸与型奨学を今後も継続する考えです。

(国への意見)

④⑤の内容を、各自治体から、国に強く要望してください。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8100】

施設基準、職員の配置基準等の改善については、民間事業者、現場の意見等も伺いながら、必要に応じて国、県に対して十分な財政措置とその財源確保等について要望して参ります。

6 障がい者施策について

①支援の諸制度につながらず、障害を抱えて地域で過ごしている市民がいます。行政の相談窓口の強化や民間・市民との連携を重視するとともに、そうした人たちの地域での居場所づくりを積極的に行ってください。

②支援活動に従事する事業所の活動援助に関わる施策を検討してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

行政、地域、障がいのある人に関わる相談支援機関をはじめ、民生児童委員等と連携し、相談支援体制の充実に努めます。活動援助に関わる制度の新設は考えていません。

7 商工施策

①新型コロナの影響を大きく受けている分野です。さらなる支援策を打ち、廃業を防いでください。

【回答：商工観光課 Tel 22-8129】

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として次の事業を行っています。

(1) 金融対策（予算額：35億432万円）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による中小企業事業者の急激な資金需要に対応するため、中小企業事業者の経営安定化等に資する円滑な資金調達を支援する。

(2) 災害等対策緊急資金（新型コロナウイルス感染症対策）（予算額：4,900万円）

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた事業者の経営の安定化を図るため、新型コロナウイルス向け融資を受けた際に生じる利子相当額を補助する。

(3) コロナ克服特別金融支援資金（予算額：108万円）

新型コロナウイルスの影響からの克服を目的とした新たな融資の実行に際し、利用する事業者の経営安定を目的として利子の一部を補填することにより負担軽減を図る。

(4) 緊急対応型雇用創出・研修事業（予算額：300万円）

新型コロナウイルス感染症の影響等による解雇や雇止め等により就労機会を失った方々を、後継者不足に悩む市伝統工芸品「倉吉はこた人形」の制作活動に携わる人材として雇用した事業者に対して、その研修経費等を助成し、後継者の育成を図る。

(5) 倉吉版経営持続化支援事業（拡充）（予算額：3億4,454万円）

市内企業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業・個人事業主等を支援する。

(6) がんばる観光関連業者特別応援事業交付金（予算額：1億5,400万円）

新型コロナウイルス感染症の長引く影響により売上が大きく減少している中小企業・個人事業主等に対し、県と合同で支援する。

(7) 倉吉版G o T o商店街事業費補助金（予算額：600万円）

補助金の交付により、市内の賑わい創出に向けた民間の取組を支援する。

(8) 経営者チャレンジアップ支援事業（予算額：1,954万円）

ホームページ作成、経営コンサルタントを招聘しての新たな経営計画の策定等、新たなチャレンジへの支援、事業者同士の連携による集客イベント実施への支援等を行うことにより、市内事業者における経営の持続化を図る。

(9) 観光誘客促進支援事業【第3弾】（予算額：590万円）

宿泊施設で利用できる「宿泊・日帰り食事割引サービス」の実施並びに飲食店で利用できる「プレミアム付飲食券」及び観光・体験施設、土産店、タクシー・運転代行サービスで利用できる「くらし観光専用クーポン」の発行を行い、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況にある観光産業を支援する。

(10) 観光誘客促進支援事業【第4弾】（予算額：4,600万円）

宿泊施設で利用できる「宿泊割引サービス」の実施並びに飲食店で利用できる「プレミアム付飲食券」及び観光・体験施設、土産店、タクシー・運転代行サービスで利用できる「くらし観光専用クーポン」の発行を行い、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況にある観光産業を支援する。

(11) 観光商品造成・総合セールスプロモーション事業（予算額：2,500万円）

市内の旅行会社等と連携し、割引ツアー商品の造成やセールスプロモーション等を実施し、市内への観光客の流れを創り出し、地域経済の活性化を図る。

(12) ポップカルチャーによる観光誘客事業（予算額：1,239万円）

新型コロナウイルス感染症収束後のV字回復期に、倉吉市を観光目的地として観光誘客を図るため、ポップカルチャーを活用した誘客イベントを実施し、県外からの観光誘客を実施する。

(13) 国民保養温泉地魅力向上調査事業（予算額：916万円）

国民保養温泉地の魅力の向上を図るため、関金温泉の施設内にトレーニングマシンを仮設し、専門のインストラクターの指導による運動器具と温泉を組み合わせた運動プログラムを作成し、モニター調査を実施することにより、運動器具の設置ニーズの把握や健康効果の検証等を行う。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が非常に大きいため、現在行っている支援策では十分とは言えないかもしれませんが、今後、各事業の効果と新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、地元事業者にも事業継続していただけるよう、必要に応じてさらなる支援策を実施して参ります。

8 水道事業の民間委託について

①水道事業の一部の民間委託に関して。水道水は電気やガスなどのライフラインの中でも最も重要な部分で、「安全で安価で常に手に入る水」は、暮らしに欠かせないものです。倉吉市のHPで公表された委託事業者募集の文書を確認したところ、事業内容は、窓口業務や検針のみならず、滞納整理や給水停止業務まで含まれています。水道料金滞納は、当該世帯の困窮を示すシグナルともなり、市民の命がかかった問題にもつながっています。民間委託のリスクを慎重に検証してください。並行して、サービスへの影響を懸念する市民への十分な説明や意見聴取の場をもうけてください。

【回答：上下水道局 Tel 27-1132】

本年度より、水道事業の一部を民間委託しておりますが、滞納整理及び給水停止業務については、最終確認及び決定は上下水道局で行っております。また、上下水道局を通し、これまでと同様に福祉部局と連携し、業務を行っておりますのでご安心ください。

また、この度の業務委託によって、水質の悪化や料金の大幅な値上げに結びつくことはありませんので、説明の場を設けることは考えておりません。

9 マイナンバーカードについて

①マイナンバーカードによるポイント還元の実施や、健康保険証機能の付与などが予定されていますが、国による個人情報の管理や営利企業の利益のための情報提供、社会保障個人会計など、住民のプライバシー権を侵害する危険性があります。健康保険証化で事実上義務化につながりかねません。国に対し、マイナンバー制度の中止、廃止を要望し、利用拡大に反対してください。

【回答：市民課 Tel 22-8155】

市としては、ご指摘のような「国による個人情報の管理や営利企業の利益のための情報提供」等がされるという理解はしておりません。また、マイナンバーカードは今後のデジタル社会を実現するためのインフラとしての位置づけになると認識しており、今後も国の動向を注視していく必要があると考えています。

10 その他、国に対して、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください

①マクロ経済スライドによる年金切り下げ中止。全世代が安心できる年金制度の構築を求めるとともに、最低保証年金制度を創設すること。年金の毎月支給を実施すること。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

人口に占める現役世代の割合が継続して減少するなか、公的年金制度の持続可能性を高め、年金額の給付水準を維持するために、マクロ経済スライドによる調整が導入されました。マクロ経済スライドにつきましては長期的な制度の維持及び給付水準確保のために必要な措置と考えます。

平成24年に国会に提出された、いわゆる「年金機能強化法案」に代わる福祉的な給付措置である年金生活者支援給付金制度が令和元年10月から施行され、所得の低い受給者への給付が行われています。また、平成29年8月1日から老齢年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮され、年金を受け取れる対象者が拡大されました。

年金の毎月支給につきましては、2カ月毎に支給される現行制度が定着していること及び毎月支給に伴う経費増大等を考慮し、国が勘案すべきことと考えます。

②コロナの影響を大きく受ける住民の生活を支援するために、消費税を5%に引き下げること。

【回答：税務課 Tel 22-8115】【回答：企画課 Tel 22-8161】

たとえ5%でも減税をすれば社会保障の財源が不足し、社会保障制度の持続可能性が危惧される事態となるため、いただいたご要望の趣旨には沿えないものとなります。

③新型コロナ禍による米危機の改善のために、次の施策を求めます。

- a) コロナ禍で生じた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして、市場から隔離し、需要環境を改善するとともに、生産者米価下落に歯止めをかけること。
- b) コロナ禍などによる生活困難者、学生などへの食糧支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること
- c) 国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）は、国産米の需要状況に応じて輸入数量抑制を直ちに実行すること。

【回答：農林課 Tel 22-8157】

新型コロナウイルス感染症拡大による米価下落等、米を取り巻く状況は大変厳しいと認識しています。国への要望等につきましては、関係団体からの意見等を踏まえ対応してまいります。